

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

**香川県人事委員会規則第6号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則  
地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
支給地域	級地	支給地域	級地
略		略	
<u>宮城県多賀城市</u> <u>岡山県岡山市</u>	6級地	<u>岡山県岡山市</u>	6級地
備考 略		備考 略	

附 則  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。